

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の認定事務取扱要領

1 認定基準

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を函館市内で行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高または販売数量（建設業の場合は、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年等(*1)同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

※ 指定業種については、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

※ 業種については、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類によるものとし、営んでいる業種が指定業種に指定されている場合に申請することができます。

2 申請必要書類

(1) 申請書 2部 ※押印不要（様式第5-イ-①～③，
またはコロナ要件緩和様式第5-イ-④～⑥のいずれか）

(2) 売上高等確認書 ※押印不要

(3) 下記の添付書類

法人の場合	① <u>売上高等が確認できる資料</u> （ <u>試算表、売上台帳、法人事業概況説明書の月別内訳など</u> ） ② 決算報告書の写し（直近1期分） ③ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 （3か月以内のもので、コピー可） ④ 委任状（金融機関の代理申請の場合）
個人の場合	① <u>売上高等が確認できる資料</u> （ <u>試算表、売上台帳、青色申告決算書の月別内訳など</u> ） ② 確定申告書の写し（直近1期分） ③ 委任状（金融機関の代理申請の場合）

※ 下線の「売上高等が確認できる資料」については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、当面の間、原則不要としています。

3 留意事項

- ・本市への申請は、会社の本店登記または事業実態のある事業所が函館市内にあることが必要です。
- ・申請書および売上高等確認書に記載する減少率は、少数点第2位以下を切り捨てて記載してください。（例：23.456…%の場合は23.4%と記載）

(*1) …コロナ要件緩和様式第5-イ-④～⑥の場合は、原則として新型コロナウイルスの影響が発生し始めた令和2年2月より前の「平成31年2月～令和2年1月」の12か月間。令和2年2月より後に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、影響を受けた直前とします。